

2023(令和5)年度事業計画

1. 基本方針

(1) 約3年間にわたり全世界の社会・経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、本年5月から、我が国においては第5類感染症に位置づけられることになったことで、今後はコロナとの共生とともにコロナ後の状況も展望し、本格的な社会・経済の発展を目指すこととなります。なお、世界的なコロナ禍からの急激な回復や、ウクライナ問題を契機とした国際情勢の不安定な状況が、サプライチェーンの混乱や資源価格の高騰等を招くとともに、3月に入り米欧の一部金融機関の経営不安が発生し、今後も、景気や企業業績の先行きは不透明な状況が続くものと思われれます。

一方で、我が国における構造的問題である少子高齢化等による労働人口の減少は、コロナ禍の影響で更に加速され、物価上昇に伴う賃上げが提唱される中、我が国の社会・経済の発展に向けては、労働生産性や労働参加率の向上、成長産業への労働移転が不可避の状況にあります。コロナ禍を契機に、加速した DX の進展、テレワーク、兼業・副業や雇用によらない働き方の拡大等の雇用・労働周辺の変化は、コロナ前の状態に逆行することはできず、職業紹介事業は、これらの状況を踏まえた展開を迫られることとなります。

(2) 昨年10月に全面施行された改正職業安定法では、多様化する新形態メディアの一部が募集情報等提供事業の定義に含まれるとともに、求職者の情報を収集する事業者は、特定募集情報等提供事業者として届出制に移行し、紹介や派遣と同様に、優良な募集情報等提供事業者の認定制度も開始されています。

職業紹介事業に関連する事項としては、求人情報・求職者情報について、虚偽の表示や誤解を生じられる表示を行ってはならないことや、最新かどうかの確認を行うとともに、情報の時点を明らかにしておく必要が生じることとなりました。また、求職者の個人情報収集・使用・保管する場合には、その目的を明らかにしておくこととなりました。現在、改正法に基づく各地労働局の指導・監督が行われつつあり、今年度も同様な視点での指導等が行われるものと思われ、人材協会会員をはじめ、職業紹介事業者はこれらを遵守していく必要があります。そして、時代の変化に伴って改正された法制度のもとで、職業紹介事業のみならず雇用仲介サービス全体が、労働力需給調整機能として社会や求人者・求職者のニーズに応えた健全な発展を求められています。

(3) 職業紹介事業者は、以上のような変化・状況を踏まえて、職業安定法に規定される許可事業者として適切な事業運営を行うことが求められます。更に、人材協会会員は、職業安定法で職業紹介の定義として定められている「雇用関係の成立をあっせんする」という行為と機能について、その重要性と責務を認識し、事業の付加価値を高め、能力と雇用条件に適合する質の高い職業紹介の実現に向けて、事業価値の一層の高度化を実現することが極めて重要であり、社会や求職者・求人者からの信用と信頼に応えることに注力し、誇りと自負を持って、事業運営に取り組んでいくことが不可欠です。

また、職業紹介事業を規定する法令や諸ルールは、コロナ禍による雇用・労働を取り巻く状況変化のスピードに常に対処する必要があり、人材協会は、その動向を注視し、必要な働きかけを国や関係団体等に行っていく所存です。

人材協は、引き続き、会員をはじめとする職業紹介事業者を取り巻く諸課題の解決を図るとともに、事業基盤確立のためのベースとなる教育研修、情報提供、会員交流機会の提供等の支援機能の強化を図り、職業紹介事業の価値向上に向けた法令や社会的規範を遵守する高い社会的評価を受ける事業者の育成に努め、人材紹介業界と会員の皆様の繁栄に貢献し、会員の皆様と一体となって、更なる業界の発展を目指していきます。

2. 事業計画

「社会から見た人材紹介業界の地位向上に努める」という人材協のミッションを、様々な施策・活動へと具現化し、ホワイトカラーを中心とする人材紹介業界の地位・社会的評価の向上、会員のビジネスメリットの向上、会員交流、会員拡大等の諸活動を積極的に実行します。特に下記事項を重点項目として具体的な取組みを実施します。

- ①改正職業安定法の施行と、各地労働局の具体的な指導事例を踏まえ、会員および職業紹介事業者に対して、業界団体に求められる的確な事業改善助言の実施
- ②「未来プロジェクト」をスタートし、会員および職業紹介事業者、人材協のあるべき方向を検討
- ③DX プロジェクト終了後のホームページ等の活用促進、会員支援・情報公開機能を強化
- ④教育研修事業の拡充・開催方法の多様化による教育機能強化と会員の利便性向上
- ⑤厚生労働省からの受託事業の推進と関係諸団体との連携強化・関係構築

(1) 対外的活動

- ①厚生労働省(本省および各地の労働局)等関連する行政機関との定期会合等を通じた協力関係の維持・発展と、日本経団連をはじめとする経済団体、労働政策研究・研修機構、労働・雇用問題に造詣の深い有識者等との情報交換・連携
- ②人材協が会員となっている人材サービス産業協議会(略称:JHR)への参画活動、全国民営職業紹介事業協会(略称:民紹協)をはじめとする人材サービス関連の他業界団体、人材紹介ビジネスに影響のある諸団体等との情報交換・連携
- ③医療・介護・保育関連団体等との関係維持・構築と、医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟との関係維持
- ④多様化する人権課題への適切な対応を行い、人権啓発関連の諸会合に継続的に参加

(2) 協会内活動

- ①「業界としての品質向上・地位向上」と「会員の事業発展」に資する課題実現のための諸施策・諸活動を継続実施
- ②理事会において、今後の労働市場政策のあり方等について定例的に有識者から意見聴取
- ③「未来プロジェクト」により、雇用仲介事業の多様化の中での、人材紹介ビジネスの事業価値の向上に向けた人材紹介事業者のあるべき姿、人材協のあり方や会員支援活動等について検討
- ④常任委員会、各専門委員会、各協議会等の活動を通じて、事業計画の企画・立案と、会員支援活動を実施
- ⑤各地区代表者の常任委員会・事業組織委員会への参画による、全国的な状況を踏まえた人

材協の政策への反映、ブロック会・地域活動の活性化、会員相互の情報交換・交流機会の拡充、会員推薦等による会員拡大活動、会員支援活動等に注力

- ⑥DX プロジェクトにより機能充実した新・ホームページを活用し、会員支援機能と会員情報システムのレベル向上を実現
- ⑦会員および職業紹介事業者の品質向上に資する法務実務セミナー、職業紹介責任者講習をはじめとする各種教育研修・セミナー等を実地・オンラインの両開催方法で継続実施、従事者講習について、e-learning 版に動画付きオプションを追加し業界標準の講習として更なる充実・定着、人材協認定コンサルタント資格者の創出促進、既存講座の内容更新と新講座の企画・実施
- ⑧相談事業の展開による、会員の事業相談等への適切な対応、相談事業とホームページ上に公開の会員限定・紹介実務 FAQ 集との連携により、会員の知識向上・レベルアップに貢献
- ⑨「人材協ニュースレター」、メールマガジン「JESRACLIP」、ホームページの「お知らせ」欄等による、迅速・適切な情報提供と広報活動を継続・実施
- ⑩ポストコロナの状況に応じて、人材協事務局の管理体制・セキュリティの強化、事務局運営のBCP 機能の維持

(3)厚生労働省からの受託事業の遂行

昨年度に続き、厚生労働省から「職業紹介優良事業者推奨事業及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業」の事業運営を受託。本事業は前年度に人材協が受託・運営した医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度の継続運営に加え、前年度の協議会で策定した基準等に基づき、職業紹介優良事業者の認定事業を再開し、法令等の遵守はもとより、求人者・求職者へのサービスレベルの高い事業者の認定を行っていきます。なお、この両認定制度は人材協が定款に定める目的や「倫理綱領」の方向性とも合致するものであり、会員に対しては、今後更に認定の取得を推奨して参ります。

3. 専門委員会等の活動計画

各専門委員会、協議会等での企画・検討を踏まえ、下記の具体的な活動を行います。

(1)未来プロジェクト

雇用仲介事業が多様化する中で、サービス提供を受ける求人者・求職者から見て、隣接事業との垣根が曖昧となり、サービスの結果として求人者・求職者が得られる効果も、職業安定法に基づく許可事業である職業紹介事業と、それ以外の雇用仲介事業が近似したものとなりつつある。このような状況は、AIの進化と併せて、今後更に進展する可能性もあり、2年間にわたる本プロジェクトにおいて、人材紹介ビジネスの事業価値の向上に向けた紹介事業者のあるべき姿や、人材協のあり方、会員への支援機能等について検討する。

(2)事業組織委員会

- ①各地区のブロック会等による会員相互の交流の機会をオンライン開催も併用して実施し、会員ニーズに応えるとともに、会員拡大のための具体策を展開

- ①東日本、北海道・東北、中部、関西、中四国、九州の各地区でのブロック会継続開催
- ②各地区代表者を中心とした各地区活動の活性化促進、個別企画への支援
- ③会員および会員の提携先企業等の協力を得て、各地区の人材協未加盟事業者の新規入会を促進
- ④職業安定法改正を踏まえて、各地区ブロックと各地労働局との情報交換・協力関係の構築
- ⑤ビジネスモデルやバックグラウンド等と同じくする会員による交流・情報交換を行う会合を引き続き実施し、相互交流と会員拡大策へ展開
- ⑥SK会：いわゆる資本系（人材ビジネス以外の事業が本業）グループの人材紹介会社の会
- ⑦RB会：地方銀行系列人材紹介会社の情報交換会
- ⑧九州女子会（JQJ）は、コンセプト・開催方法等を変更し、「プレーヤーズ倶楽部」として継続開催

(3) 法制倫理委員会

- ①人権課題への継続的な取組みを実施
- ②安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」を継続開催
- ③改正職業安定法の施行後の動向を見据え、今後の法改正に向けて、引き続き、人材協としての厚生労働省等の行政への対応方針、具体的な要望事項等を検討
- ④各会員企業および職業紹介責任者講習で活用する人権啓発ビデオの改定
- ⑤教育研修委員会等との連携による会員への法令等の周知促進

(4) 調査広報委員会

- ①DX プロジェクトにより機能強化した人材協ホームページの諸機能を活用し、会員への活用促進による生産性向上に向けた支援機能の強化と更なる活用策の検討
- ②四半期ごとに会員向けのアンケート（人材協QPI）を実施し、会員の業況・課題の動向等をタイムリーに把握・広報することにより、会員各社および人材協の今後の方針・計画策定等に活用
- ③「ニューズレター」「JESRACLIP」等による適時・的確・迅速な情報提供の実施
- ④「業況調査」「大手3社紹介実績」の継続実施

(5) 教育研修委員会

- ①各種講習・研修については会員への利便性向上の観点から、会場開催とオンライン開催をニーズに応じて併用
- ②職業紹介責任者講習：人材協が実施する教育研修事業の中心として位置付け、オンライン開催と会場開催の双方を実施し、受講者の利便性拡充
- ③アドバンスゼミ：職業紹介責任者の実践力向上を目指し、4コースの内容を法改正も踏まえブラッシュアップしつつ開催、引き続きオンライン版も常設開催
- ④オンライン労働法シリーズ：労働法規関連講座をオンライン講座に集中化
- ⑤職業紹介従事者講習：前年に引き続きオンライン版で定例開催、受講者の教育効果促進のため、本年度から e-learning 版にオンデマンド型の動画配信をオプションで追加
- ⑥新講座（オンライン環境下でのコミュニケーションのあり方等）を開催予定
- ⑦人材協の各種講習・研修と自社開発研修を織り交ぜて社員教育・育成を実施し、事業発展

する会員の実例の研究

- ①研修講師派遣:会員等からの社内研修講師出講要請に応じ人材協の専任講師を派遣
- ②人材紹介コンサルタント資格取得者の拡大を図り、従事者のレベルアップを実現(11月に試験実施予定)

(6)再就職支援協議会

- ①「指針(141号告示)」の2016年改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と業界品質向上活動を継続実施
- ②幹事会メンバーを中心として業界の動向把握と会員相互の啓発活動を推進

(7)医療系紹介協議会

- ①業界の品質向上に向けた協議会活動に賛同する参加事業者の拡充
- ②幹事会、実務者会による活動方針・計画の策定
- ③全体会、分科会の開催を通じた情報交換・交流の促進
- ④協議会の対応領域を医療分野のみならず、他分野に拡大を検討
- ⑤協議会で定めるガイドライン刷新の検討・実施
- ⑥利用関係団体(病院関連団体、看護協会等)への理解促進のための広報活動の継続
- ⑦協議会メンバーの従事者のレベル向上のための e-learning 等の教育研修の継続実施と、求人者等への理解促進のためのツール作成・活用
- ⑧協議会メンバーへ厚生労働省受託事業の情報を適宜提供

(8)新卒紹介協議会

- ①幹事会、実務者会による活動方針・計画の策定
- ②全体会、マネジメント交流会の開催を通じた情報交換・交流の促進
- ③新卒紹介協議会のガイドライン、サービス内容、紹介実績データ等をまとめた協議会概要書の更新
- ④学生、企業の構成団体、大学・関係団体等への新卒紹介サービスの理解促進活動を継続実施